

菊池風土記卷四註釈

【凡例】

一、先に公開した『菊池風土記』卷三までの注釈に続き、卷四の註釈の一部を公開する。

一、註釈にあたつての基本的な方針も、卷三までのそれと同様である。

一、註や解釈の当否はすべて鈴木の責に帰するものであるが、今回は本学文学研究科博士

前期課程二年、中村莉子氏の労に負うところを多とすることを、特に付記しておく。

一、今回も註釈に利用した資料の依拠テキストは、末尾に一括して掲げた。基本的に刊行年代順に並べている。

一、本註釈はJSPS科学研究費補助金の基盤研究（C）「『菊池風土記』の註釈的研究」（課題番号：24520228）による研究成果である。

【本文】

菊池風土記卷四

寺院

菊池五山

一、五山の名菊池十五代武光公^二の代に初りしと云、輪足山東福寺、無量山西福寺、手水山南福寺、袈裟尾山北福寺、九儀山大琳寺也。

輪足山東福寺^三

一、輪足村に有^{古ハ亘理と書中。}本尊千手觀世音、行基^四の作。人王六十一朱雀院の御宇^五、天慶元戌成年^六、天台沙門証慶法印^七の開基、比叡山正覺坊^八末寺也。証慶法印は山城國の人なり。出生の時、奇瑞あり。因て五歳にして出家し、其後に諸国をめぐり、高野山に籠り、太宰府天満宮に籠り、菩提心の堅固を祈りけるとなん。天慶元年、肥後に來り、菊池にて双山を見給ふに^{双山は今の輪足山也}、其頂に紫立たる雲の東西に覆て唱音^{いん}轡頌^九有ければ、怪く思ひ此山にいたり玉ふ。偶^一・猿の地を掘るを見て^{いん}、あたりに有ける人に問玉ふに、其所こそは夜々光明有て読誦の声あると答。因て打寄りうがちみるに^三、あやしくも一靈天^三顯れ出告て曰、「われ法華經百万部読誦の大願未みたずして死せり。故に身體は敗るゝといへども舌斗猶朽^二して残れり。善哉^一。此地清浄の境也。師、精舎を建立せば、我永々守護すべし」と言終て、かきけすやうにうせにけり。是を以て、証慶法印奇異の思ひをなし、信心肝に銘じ、天慶元年國中を勧進しければ、時の国司尾藤肥後守隆房^一、大檀那^一と成り、終に大願成就し、同

二年仏殿、方丈、護摩堂、鐘樓門造立セ。尤ハ二月十五日柱立初り、霜月二十八日に悉く成就し、同六年藤原保昌卿ル下向有ける。証慶俗縁有人なれば、保昌事の由を奏聞有しが、帝綸旨綸旨後をぞ下されける。又、村上天皇の御宇ト、天暦三年ニ五月四日、菅原大納言光家卿ミ勅使として綸旨を下さる。康保三年ニ三月、御堂建立并末寺五ヶ所を立。本覺坊、円乗坊、密教坊、満願坊、定驗坊也。四年五月隱居、弟子永鑑トに相続有。冷泉院藤原保昌、安和二年ニ正月十五日に入洛有。同年五月阿蘇に勅使下向之節、肥後国拾五箇寺に綸旨を賜はる。勅使は菅原朝臣光願卿也テ。円融御宇トに天錄三年元五月三日の夜半に炎上テ。本堂計残る。天延二年元に大政大臣藤原伊尹公ミ内縁有に因り、永鑑に勅宣を請下し給りけるにより、諸国司、地頭を勧進し、同三年再興。天元二年ニ成就。永觀二年ニ永鑑隱居、弟子徳明トに相続。同八月十三日徳明法印となる。徳明は播州之産也。長保元己亥ニ五十六にて死去。寛弘四年ミ一月十五日焼失。同六年天台慧鑑ミ再興。同七年僧正と成る。八月護摩堂を立て天下安平を祈る。十月四日の朝、燕、鳩、鷹、三羽来て堂上に有。六日酉刻に三方に飛去。又、八日の夜來鳴、読經の間、木の間にやどりて、読經やみて東西南に飛さり、同十八日の夜惠鑑の夢の内に、童子來りて告曰、「われは兜卒天不動明王の金迦羅ミハ也。神使として降り来れり。汝は仏法堅固の道師、觀音の円通ミに達す。故に感應甚深し。因之ト。永く汝を守護すべし。先の鷹は阿蘇健磐龍命なりミ。燕は春日大明神四所の内武甕槌の神也ニ。鳩は八幡麿也ニ。何れも汝を守るべし」と云おわつて夢醒ぬ。是信心弥まさりとぞミ、惠鑑隱居して明尊トに相続す。時に後一条院御宇ト、万寿元年ミ三月二十五日也。此明尊は攝政藤原朝臣兼家卿ルの末子、三条院母公の御弟也。同三年僧正と成る。同六年ル三井寺の貫主と成る。同七年惠覽ミに相続有。後冷泉院御宇トに、永承二年ニ賊徒に焼る。是より星霜を経る事二十三年、後三条院御宇ト、延久二年ニ菊池元祖左近大夫則隆、如前例寄附有ける。堀川院の御宇ト、寛治元年ミ一月より造営、雪庵ミ居住。雪庵は權中納言公成ミハ末子白河院母公の御弟なり。同三年勅願所トと成る。同六年大僧正と成る。嘉保元年如法經始るト。誠に数代大德居住に因り、天子諸侯御帰依ふかし。効驗いちじるしきがゆへといふべし。其後の暦代略していふに、菊池九代式部大夫隆泰の次男、頼隆ト幼より仏道を好み、後に發心して覺仏、頼隆法印と云。寺を榮吉ミに譲り、護摩堂の傍に結庵し、死後に院主坊と号し、其跡に院主数代居住。又、菊池十二代次郎武時の男次郎

武重タケミ、肥後守と称す。家を弟武士タケミに相続し、其身薙髮して歡喜ハジキしるすは誤りなる。居士と号し、且、又、仏道修行有て、興國三年タツノ八月三日に此所にて逝去したまふ。是より結一庵歡喜院と号し、数代住持居住と云々。右に出る所の暦代の綸旨等左に記す。開基より寛政六年タツノ迄八百五十七年に成る。

【註】

一 『菊池溫故』卷一に、「菊池五山の事」として、「一、輪足山東福寺 本尊千手觀世音 輪足村、一、無量山西福寺 同阿弥陀 西寺村 一、手水山南福寺 同藥師 出田村 一、袈裟尾山北福寺 同藥師 袈裟尾村 一、九儀山大琳寺 同右同 大琳寺村 山号一説 九儀野山」と記されている。

二 ?(一三七三年)。

三 『菊池溫故』卷一「寺の事」の項に、「輪足山東福寺、本尊千手觀音、行基之作。此寺比叡山正覺院末寺、天慶元年證慶法印開基也。菊池五山の其一寺也。五山は菊池武光公の代に被定と云。開基より享保十七年迄、七百九十五年に成る」とあるのを承ける。

四 六六八タツノ七四九年。奈良時代の僧。仏教の民間布教に尽くしたことで、早くから敬慕の対象となつた。中世に入ると、行基への敬慕はさらにひろまり、行基の開創によるという寺、行基の手になる仏像、橋、港などの伝承が多く見られる。

五 朱雀天皇の在位期間は、九三〇タツノ九四六年。

六 天台宗寺内派の僧に証慶法印がいるが、鎌倉時代の僧で年代が合わず、本記事以上 の伝未詳。

八 西山流の灌室（灌頂と呼ばれる儀礼を行う部屋）。東塔東谷に属す（武覺超『比叡山諸堂史の研究』）。『山家正統学則』に、「山門の五箇の灌室の中には、正覺院、行光坊、総持坊、雞足院、此の四箇院に伝はる所、即ちこの流（穴太流）なりと聞」とある。

九 経文中の頌（仏、菩薩を讃える詩）を声に出して読みあけること。

一〇 『書言字考節用集』に「偶（タマノ）」。

一一 『書言字考節用集』に「因（ヨル／ヨツテ）」。「そこで近付いて穴を掘つて見ると

の意。

何らかの靈的な存在を表わす語か。用例としては未見。

一一二 『書言字考節用集』に「善哉（ヨイカナ）」。

一一三 『國司補任』には名前が見えず、伝未詳。

寺の檀家の中で主だった人物。

一一四 『書言字考節用集』に「佛殿は、仏・菩薩の像が安置してある建物。方丈は、住職の居間。護摩堂は、寺院で護摩を焚いて祈祷を行なう仏堂。鐘樓門は、樓門の中でも上層に鐘をついた門を指す。

一一五 『書言字考節用集』に「尤（モツトモ）」。

一一六 九五八タツノ一〇三六年。平安時代中期の中級貴族。致忠の子。藤原道長・頼通の家司

が有名だが、年代的に合わない。

村上天皇の在位期間は、九四六～九六七年。

九四九年。

『公卿補任』 天暦三年の項や菅原氏の系図に名前が見えず、伝未詳。

九六六年。

伝未詳。

九六九年。

菅原氏の系図には見えず、伝未詳。

円融天皇の在位期間は、九六九～九八四年。

九七二年。

内閣文庫本には、「寛弘四年二月十五日の夜、惡徒來燒失」とある。

九七四年。

『公卿補任』によると、天延二年の太政大臣は藤原兼通。藤原伊尹は天禄二年に太

政大臣となり、天禄三年に没している。

九七九年。

九八四年。

伝未詳。

九九九年。

一〇〇七年。

伝未詳。

兜率天は、欲界の六欲天の第四天。当来仏である弥勒菩薩が住むとされ、弥勒の淨土といわれる。金伽羅は、制多迦と共に不動明王に侍する童子。

三九 道師は、教えに通達した師。円通は、仏・菩薩の悟りの境地。

「これによりて」と読む。「そのため」の意。

阿蘇神と鷹の関係については、本書卷三「神社 北宮」の項、註一七を参照。

四一 春日の四所明神のこと。春日大社は、建御賀豆智神（武甕槌、鹿島大明神）、伊波比主神（經津主命、香取大神）、天兒屋根神（枚岡大神）、比売神の四座を祀ったことに始まる。（上田正昭編『春日明神 氏神の展開』）。

四二 八幡磨は八幡神を指す語と思われるが、こうした用例は未見。なお、鳩は八幡神の遣いとされることが多い。

四三 『書言字考節用集』に「弥増（イヤマシ）」。「信心の心がますます高まつたとかいうことだ」の意。

四五 天台座主二九世、長元三年に三井寺長吏となつてゐる明尊か。ただし、兼家の子ではなく、奉時の子、小野道風の孫。

四六 後一条天皇の在位期間は、一〇一六～一〇三六年。

一〇二四年。

四七 藤原氏の摂家流。師輔の三男。道長の父。娘の超子は三条院の母。

四八 四九 万寿六年であれば、一〇二九年。ただし、万寿は五年までであり、その次の元号である長元六年であれば、一〇三三年。

五〇 伝未詳。

後冷泉天皇の在位期間は、一〇四五～一〇六八年。

一〇四七年。

後三条天皇の在位期間は、一〇六八～一〇七三年。

一〇七〇年。

堀川天皇の在位期間は、一〇八六～一一〇七年。

一〇八七年。

伝未詳。

『公卿補任』によると、堀川天皇の時代に、権中納言公成は存在しない。後朱雀天皇の時代に九条家公季流、實成の子である権中納言公成がいるが、長久四年に没している。

天子の命によって、國家安寧・玉体安穩などを祈願する寺や神社。

六〇 嘉保元年は一〇九四年。如法經は一定の方式に随つて経文を書写することを意味し、主として『法華經』を書写することをいう。

六一 『菊池軍記』卷六の系図によれば、隆泰の子に頼隆があり、「覺佛頼隆 菊池郡東福寺院主」とある。

六二 伝未詳。

六三 『系図纂要』では、武時の子に武重があり、「肥前守」とされているが、『菊池軍記』

卷六の系図には、「次郎肥後守従四下 号觀喜居士母赤星有隆女」とある。

六四 『菊池軍記』卷六や『系図纂要』の系図によると、武士が武重の弟とされる記述はなく、武重の子とされている。

六五 一三四二年。

一七九四年。

【本文】

一、朱雀院、天慶六年、藤原保昌下向の節、証慶法印に内縁^二有に因て奏聞して、申下せし綸旨。

九州肥後国菊池郡輪足山証慶、仏法堅固之旨、達上聞之處、叡感以甚深也。從今以後為勅願寺可令致精誠祈禱者也。仍天氣執達如件^三。

天暦元年三月四日 右大弁^{紀隆村か}

肥後菊池郡

証慶御坊法印

一、安和二年^四正月十五日、藤原保昌御帰路也。

一、村上天皇之綸旨、勅使は菅原大納言光家卿也。

当寺領止地頭^井甲乙人^五等^六口可令全知行給之。仍天氣如此執達如件^七。

天暦三年五月四日 右大弁

証慶法印御坊

一、肥後菊池郡之内、武拾五町為菩提祈念奉寄進者也。仍而執達如件^八。

康保二年九月二十五日

左衛門督判
藤原俊長
肥後守判
師位か

【註】
九四三年。

私的な縁故関係。

三二一 九州肥後国菊池郡輪足山証慶、仏法堅固の旨、上間に達するの処、歎感以て甚だ深きなり。今より以後勅願寺として精誠祈禱致せしむべき者なり。仍て天氣、執達件の如し。(証慶につき仏法堅固のことは主上のお耳に達し、深く感銘しておられる。今後はその寺を勅願寺とし、心をこめて國家鎮護を祈禱せよ。御意向を以上申し伝える。)
伝未詳。

九六九年。

諸々の連中の意。

七六五 当寺領に地頭并に甲乙人等を止め、□全く知行せしめ給ふべし。仍て天氣、此くの如く執達件の如し。(当寺の寺領には、地頭その他を排し、意のままに知行なさるがよい。主上のご意向、以上の通り申し伝える。) なお、□の空欄部分には諸本とも、「糸扁に寄」の「ごとき字を入れる。

八〇 肥後菊池郡之内、式拾五町菩提祈念の為、寄進し奉る者なり。仍て執達件の如し。
九六五年

一〇 藤原俊長、師位ともに伝未詳。

【本文】

(文書を集成した箇所については、いまこれを除き略した。後日、釈文とあわせ略註を付す予定。)

【本文】

無量山西福寺

古西寺村は西福寺村といへり。
とぞ是寺に付て出来たる村か。

一、西寺村に有古西寺村は西福寺村といへり。
とぞ是寺に付て出来たる村か。 本尊阿弥陀如来、元明天皇之和銅二年=開基といふ。或人曰、「俗説に開山は廣譽といへり。是不審なり。廣譽は文明の比の人。文明十三年八月一日に隈府にて、菊池二十一代重朝公、万句の連歌興行有し時、廣譽「月苔」の題にて、

月ならで苔池に秋の色もなし=

と有て、句下に西福寺廣譽と記して、隈部上総介忠直亭会と有。和銅二年より文明十三年迄は、七百七拾三年歟と考ふ。時代大に相違せり。案するに、此寺廢跡と成りたるを再興し給ひ、中興開山の廣譽にてはなき

か」と云々。余おもふに、南福寺、北福寺、山鹿郡の日輪寺^五昔は皆天台宗也。菊池氏の比より禅宗となる。西福寺も此類にて天台宗成るを、廣譽の時分淨土宗にはならざるや。然共、和銅の比までは天台宗もいまだ出来せず^六。いはんや禅淨土をや。ゆへに、和銅の開基はうたがふべし。此寺古記紛失、考べからず。又おもふに、廣譽より以前も、淨土宗ならんか、其故は山号の無量と本尊の弥陀と旁^七淨土宗の意にかなひたれば、いかゞ。猶尋ぬべし。今、西寺村馬場は、皆昔、西福寺の境内といふ。寺後に赤星有隆^八、宗梅庵主^九、城武峯^{一〇}、其外の墓あり。委は墳墓の條^一に出る。今の三十三所觀音の像^一は、斎藤又右衛門寄進也。和銅二年より寛政六年迄、千八拾六年になる。

手水山南福寺^一

一、出田村に有。開基の年月開山等未考。此寺の面に當時十左衛門と申者住居す。此所迄境内と見へたり。墳墓等は寺後の山中に有。本尊藥師如来、行基の作。七年廻りに開帳^一、靈驗折々あり。此寺、昔天台宗と見へたり。其故は北原長福寺跡に墓有。「阿閦佛^{此所不}圓樂坊慶長十九年」^二と有。圓樂坊の号天台宗と聞ゆ。然して、南福寺古き書附に、天正の比、南福寺より長福寺を兼帶する事あり。是南福寺天台寺たる事明か也。慶長の後は、両寺共に正觀寺の會下^三に属し、禅宗となるとみえたり。正觀寺末庵の内に書のせたり^{一六}。其後何の比よりか、此寺淨土宗と成る。然るに、此寺を禪宗の古跡と云は深く考へざる也。當時、出田村十右衛門と申者、その先祖この兄弟内より、此寺の住持と成る。其節に十右衛門家に預り置し書附、今に有。余、請かりて見るに、昔は南福寺より出田村の庄屋役を兼帶する事有。昔は事繁からざりしや。又は、民家の文字を知る事なかりしや^{一七}。今は村の長役、寺務のかたわらに勤まる事にあらず。村長の役兼帶の事は、寛永十四年延宝五年の比といふ^{一八}。出田村に其帳面あると承る。十右衛門方に所持する書附左にしるす。

【註】

一 『菊池溫故』卷一「無住寺の事」の項に、「一、無量山西福寺 西寺村 本尊阿彌陀。和銅二年の開基」という。享保十七年迄千三十八年に及べり。開山の名未だ聞かず。俗説に廣譽といえり。これ不審なり。廣譽は文明の頃の沙門にて、文明十三年八月朔日、隈府に於いて菊池二十一代重朝一万句の連歌興行有りし時、廣譽、月苔の題にて、月ならで苔池に秋の色もなしと有りて、句の下に西福寺廣譽と記して、隈府上総助忠直亭会とあり。和銅二年より文明十三年迄は七百七十三年かと考え、時代大いに相違せり。案ず

るに、この寺廃跡と成りたるを再興し給う中興開山の廣譽にてはなきか。（下略）」とあるのをうける。

元明天皇の在位期間は七〇七～七一五年。和銅二年は七〇九年。

本書卷一「月見御殿」の項参照。

一四八一年。

『書言字考節用集』に「抔（ナド）」とし、併せて「本朝語之辞〇／今按 宜レ用ニ等字ニ」と註する。

六 天台宗は、最澄が延暦四年（七八五年）に東大寺で受戒した後、比叡山に籠もつて天台教学を志し、同二十三年に入唐し、天台法門を伝承したことに始まる。

七 「旁」は「カタガタ」と読み、いずれにせよの意。『書言字考節用集』に「旁以（カタド）モツテ」。

本書卷二「箭筈嶽」の項、註三参照。

九 伝未詳。卷七「古墳」の項に、名前あり。

一〇 城隆顕の子。『新撰事蹟通考』「城氏系図」に、「正平十九年甲辰八月朔日死法名長覺葬（菊池郡西福寺）墓碑銘」とある。

一一 卷七「古墳」の項参照。

伝未詳。

一三 『菊池温故』卷一「無住寺の事」の項に、「一、手水山南福寺 出田村 本尊は薬師。開基の年月、開山等の事、未だ聞かず。禪宗の古跡と言ひ伝えたり。菊池五山の内なり。」とあるのをうける。

一四 七年毎に本尊の開帳があつた、ということであろう。

一五 「えか」もしくは「えげ」と読み、師のもとで修行すること。その所、あるいはその教えを開く人、門下の意を表す語。ここでは、組織的宗派への帰服の意と思われる。

一六 後掲「正觀寺」項、参照。

一七 昔は寺の仕事が忙しくなかつたのだろうか。もしくは、村人達が文字を読むことができなかつたのだろうか。という意味か。

一八 村長との仕事を兼ねていたのは、寛永十四（一六三七）年から延宝五（一六七七）年頃のことか、という意味か。

参考文献

〔辞書・辞典類〕

- ・『国史大辞典』（一九七九～九三年）
- ・『熊本県の地名 日本歴史地名大系』（平凡社、一九八五年）
- ・大隅和雄ほか編『日本架空伝承人名事典』（平凡社、一九八六年）
- ・『角川日本地名大辞典』（熊本県）（角川書店、一九八七年）
- ・岩本裕『日本佛教語辞典』（平凡社、一九八八年）
- ・『日本佛教人名辞典』（法藏館、一九九二年）
- ・石田瑞磨『例文 佛教語大辞典』（小学館、一九九七年）

- 〔研究書・引用テキスト〕
- ・『日本国語大辞典 第二版』（小学館、二〇〇〇～〇二年）
 - ・中村元ほか編『岩波 仏教辞典 第二版』（岩波書店、二〇〇二年）

- ・『公卿補任』（吉川弘文館、一九三八年）
- ・『尊卑分脉』（吉川弘文館、一九五七年～五八年）
- ・『続群書類從 第七輯下・系図部』（続群書類從完成会、一九七三年訂正三版第三刷）
- ・中田祝夫・小林祥治郎『書言字考節用集研究並びに索引』（風間書房、一九七三年）
- ・『系図纂要』（名著出版、一九七五年）
- ・鷺尾順敬編『国文東方仏教叢書 宗義部』（名著出版、一九七五年）→『山家正統学則』
- ・『群書類從 第三卷』（名著普及会、一九七七年）
- ・上田正昭編『春日明神 氏神の展開』（筑摩書房、一九八七年）
- ・『国司補任 第二』（続群書類從完成会、一九九〇年）
- ・堤克彦編『肥後郷名考 菊池温故』（菊池古文書研究会、一九九六年）
↓『菊池温故』については、土佐山内家宝物資料館蔵本、東京大学史料編纂所蔵本も参照した。
- ・武覚超『比叡山諸堂史の研究』（法藏館、二〇〇八年）
- ・『菊池軍記』（茨木多左衛門刊本）